

青森県屋外広告物条例施行規則

昭和五十一年五月二十七日
青森県規則第四十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県屋外広告物条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(表示又は設置の許可申請)

第三条 条例第六条又は第八条第五項若しくは第六項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(第一号様式)正副二通に次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を示す図面
- 二 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、設置の方法等に関する仕様書及び図面
- 三 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属するものである場合は、その所有者又は管理者の承諾があつたことを証する書面
- 四 他の法令による許可又は確認を必要とする場合は、これらがあつたことを証する書面又はその写し

(適用除外の基準)

第四条 条例第八条第二項第一号若しくは第二号、第三項各号、第四項又は第七項の規則で定める基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

別表第一(第四条関係)

区 分	基 準
条例第八条第二項第一号	禁止地域 一事業所当たりの表示面積は、七平方メートル以下であること。 許可地域 一事業所当たりの表示面積は、十五平方メートル以下であること。
条例第八条第二項第二号	表示面積は、二平方メートル以下であること。
条例第八条第三項第一号	表示面積は、十平方メートル以下であること。
条例第八条第三項第二号	表示面積は、二平方メートル以下であること。
条例第八条第四項	一 表示面積は、〇・五平方メートル以下であること。 二 広告物相互間の距離は、二メートル以上離すものであること。 三 立看板等にあつては、高さ三メートル以下であり、かつ、倒壊し

	<p>ないよう固定するものであること。</p> <p>四 螢光塗料を用いていないものであること。</p> <p>五 表示期間は、三十日以内であること。</p> <p>六 表示期間並びに表示者の名称及び連絡先を明示したものであること。</p>
条例第八条第七項	表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の外郭線内を一平面とみなした場合の面積の二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。

第五条 条例第八条第二項第六号の規則で定めるところにより表示する広告物は、地方公共団体が設置する公共掲示板にあつては当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示する広告物、知事の許可を受けて設置する掲示板にあつては当該許可の期間内に表示する広告物とする。

(許可の期間)

第六条 条例第十条第一項の許可の期間は、別表第二に掲げるとおりとする。

別表第二 (第六条関係)

広告物の種類	期 間
は り 紙	一月以内
は り 札 等	木製六月以内、木製以外のもの一年以内
立 看 板 等	四月以内
下 げ 看 板	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
電柱等塗装広告、電柱等巻付広告、電柱等そで看板	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
幕、広告旗	一月以内
アドバルーン	一月以内
ア - チ	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
広告板 (屋上に設置されるものを除く。)	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
広告塔 (屋上に設置されるものを除く。)	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
そ で 看 板	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
屋上広告物 (屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。)	木製一年以内、木製以外のもの三年以内

(変更等の許可申請)

第七条 条例第十一条第一項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更等許可申請書(第二号様式)正副二通に第三条第二号に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

(許可の基準)

第八条 条例第十二条の規定により規則で定める許可の基準は、別表第三に掲げるとおりとする。

別表第三(第八条関係)

広告物の種類	基準
はり紙	表示面積は一平方メートル以下で、はり紙相互間の距離は二メートル以上離すものであること。
はり札等	表示面積は一平方メートル以下で、はり札等相互間の距離は一メートル以上離すものであること。
立看板等	一 表示面積は四平方メートル以下で、広告物の高さが三メートル以下であること。 二 倒壊しないよう固定するものであること。
下げ看板	一 表示面積は、四平方メートル以下であること。 二 広告物の下端の高さは、歩道上二・五メートル、車道上四・七メートル以上であること。
電柱等塗装広告 電柱等巻付広告	広告物の下端の高さは地上から一・二メートル以上で、その長さは一・五メートル以下であること。
電柱等そで看板	一 広告物の出幅は〇・五メートル以下で、その長さは一・二メートル以下であること。 二 広告物の下端の高さは、歩道上二・五メートル、車道上四・七メートル以上であること。
幕、広告旗	一 広告物の幅は、一・五メートル以下であること。 二 道路を横断する広告物の下端の高さは、路面から四・七メートル以上あること。
アドバルーン	一 広告物の幅は一・五メートル以下で、その長さは十五メートル以下であること。 二 気球の高さは係留場所から五十メートル以下であること。
ア－チ	一 表示面積は、三十平方メートル以下であること。 二 道路を横断する広告物の下端の高さは、歩道上二・五メートル、車道上四・七メートル以上であること。

<p>広 告 板 (屋上に設置されるものを除く。)</p>	<p>一 表示面積は、三十平方メートル以下であること。 二 建築物の壁面を利用するものは、同一壁面の二分の一以下であること。 三 条例第六条第一号から第五号までに掲げる地域にあつては、表示面が道路又は鉄道等から展望できる野立広告物の道路又は鉄道等からの距離及び野立広告物相互間の距離をそれぞれ百メートル以上とするものであること。</p>
<p>広 告 塔 (屋上に設置されるものを除く。)</p>	<p>一 表示面積は、三十平方メートル以下であること。 二 条例第六条第一号から第五号までに掲げる地域にあつては、表示面が道路又は鉄道等から展望できる野立広告物の道路又は鉄道等からの距離及び野立広告物相互間の距離をそれぞれ百メートル以上とするものであること。</p>
<p>そ で 看 板</p>	<p>一 表示面積は、三十平方メートル以下であること。ただし、表示面が二面以上の電光二コース板にあつては、表示面積は六十平方メートル以下で、かつ、それぞれの表示面の面積は三十平方メートル以下であること。 二 壁面から出幅は、二メートル以下であること。 三 広告物の下端の高さは、歩道上二・五メートル、車道上四・七メートル以上であること。</p>
<p>屋上広告物(屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。)</p>	<p>広告物の高さは、設置する箇所から二十メートル以下であること。</p>

(許可の表示)

第九条 条例第十三条の許可の証印は、屋外広告物等許可済印(第三号様式)とし、同条の許可の証票は、屋外広告物等許可済証(第四号様式)とする。

(管理者等の届出)

第十条 条例第十四条第一項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等管理者届出書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条第二項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

3 条例第十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等滅失届出書(第七

号様式)を知事に提出しなければならない。

4 条例第十四条第四項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等変更届出書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(除却完了の届出)

第十一条 条例第十八条第二項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等除却届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(保管物件一覧簿及び受領書の様式)

第十二条 条例第二十一条第二項の保管物件一覧簿の様式は、第十号様式による。

2 条例第二十五条の受領書の様式は、第十一号様式による。

(屋外広告業登録申請書等)

第十三条 条例第二十八条第一項の規定による屋外広告業登録(更新登録)申請書の様式は、第十二号様式による。

2 条例第二十八条第二項の規定による誓約書の様式は、第十三号様式による。

3 条例第二十八条第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 登録申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面(登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面)
- 二 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面
- 三 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及びその者が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(屋外広告業者登録簿の様式)

第十四条 条例第二十九条第一項の屋外広告業者登録簿の様式は、第十四号様式による。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第十五条 条例第三十一条第一項の規定による屋外広告業登録事項変更届出書の様式は、第十五号様式による。

2 条例第三十一条第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第二十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があつた場合 住民票の写し又はこれに代わる書面(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)
- 二 条例第二十八条第一項第二号に掲げる事項に変更があつた場合(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- 三 条例第二十八条第一項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面並びに新たに役員となつた者がある場合にあつては、同条第二項に規定する誓約書
- 四 条例第二十八条第一項第四号に掲げる事項に変更があつた場合 第十三条第三項第二号に

掲げる書類及び新たにその法定代理人となつた者がある場合にあつては、条例第二十八条第二項に規定する誓約書

五 条例第二十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があつた場合(新たな業務主任者を選任することとなつた場合に限る。) 第十三条第三項第三号に掲げる書類

(屋外広告業廃業等届出書の様式)

第十六条 条例第三十二条第一項の規定による屋外広告業廃業等届出書の様式は、第十六号様式による。

(屋外広告業者登録簿等の閲覧)

第十七条 条例第三十四条及び条例第四十条第一項の規定により、屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者監督処分簿(以下「登録簿等」という。)を一般の閲覧に供するため、屋外広告業者登録簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)を青森県県土整備部都市計画課に置く。

2 閲覧所の閲覧日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

3 閲覧所の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、指定された場所で閲覧するものとし、登録簿等を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

5 知事は、閲覧者が、前項の規定に違反したとき、若しくは登録簿等を汚損し、若しくはき損したとき、又はそれらのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧を禁止することがある。

(業務主任者資格の認定)

第十八条 条例第三十五条第一項第四号の規定による認定は、申請に基づき、次の要件を備えた者について行うものとする。

一 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において五年以上の実務経験を有すること。

二 申請の前五年間に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令に違反したことがないこと。

2 前項の規定により申請をしようとする者は、屋外広告業務主任者資格認定申請書(第十七号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 実務経験に関する職歴を記載した書面

二 前項第一号の要件を備えた者であることを証する書面

三 前項第二号の要件を備えていることを誓約する書面

3 知事は、条例第三十五条第一項第四号の規定により認定したときは、屋外広告業務主任者資格認定書(第十八号様式)を交付するものとする。

(屋外広告業者登録票)

第十九条 条例第三十六条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名

2 条例第三十六条の規定による屋外広告業者登録票の様式は、第十九号様式による。

(屋外広告業に関する帳簿)

第二十条 条例第三十七条の屋外広告業者の業務に関する事項で規則で定めるものは、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに、次のとおりとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- 四 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類、数量及び規模
- 五 請負金額

2 条例第三十七条の帳簿の様式は、第二十号様式による。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 第二項の帳簿は、各事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。)の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間、営業所ごとに保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項)

第二十一条 条例第四十条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 処分を受けた屋外広告業者の登録番号並びに営業所の名称及び所在地
- 三 処分の根拠となる条例の規定
- 四 処分の原因となつた事実
- 五 その他参考となる事項

(講習会等)

第二十二条 条例第四十一条第一項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令

二 広告物の表示の方法に関する事項

三 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する工事の施工に関する事項

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者の申請に基づき、前項第三号の事項に係る講習を免除するものとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づき、帆布製品に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

3 講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（第二十一号様式）を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定により申請をしようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書にその旨を記載し、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付して知事に提出しなければならない。

（事務の委託）

第二十三条 知事は、条例第四十一条第二項の規定により事務を委託する場合は、屋外広告業者の組織する団体で講習会の運営に関する事務を処理する能力があると認められるものに委託するものとする。

（講習会修了証明書）

第二十四条 知事は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証明書（第二十二号様式）を交付するものとする。

（身分証明書）

第二十五条 条例第四十二条第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の身分を示す証明書の様式は、第二十三号様式による。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。